

屋外広告関係電子申請操作マニュアル【申請者側】

令和6年8月 Ver. 2

景観まちづくり課

■目次

1. 電子申請対応可能手続き一覧	1
2. 基本的な手続きフロー図	3
3. 利用方法	
3-1 事前準備	4
3-2 申請手順	5
4. 留意事項	
4-1 全般的事項	13
4-2 郵送等必須手続き	13
5. 電子申請対応手続申請URL一覧	14
6. Q & A	16

1. 電子申請対応可能手続き一覧

(1) 屋外広告物関係

手続名	様式名	内容	電子申請 対応可否
屋外広告物許可申請書	条例施行規則様式第1号の4	・屋外広告物を新規に設置する場合	×
屋外広告物許可期間更新申請書・屋外広告物点検報告書	条例施行規則様式第2号・第2号の2	・許可済みの広告物の許可期間を更新する場合	×
屋外広告物変更改造許可申請書	条例施行規則様式第3号	・許可済みの広告物を変更等する場合	×
堅ろうな広告物等の管理者設置・変更届	条例施行規則様式第6号	・堅ろうな広告物等の設置に伴い管理者を設置する場合 ・堅ろうな広告物等の既存の管理者を変更する場合	○
屋外広告物設置者変更届	条例施行規則様式第7号	・許可済みの広告物の設置者を他者に変更する場合	○
屋外広告物設置者・堅ろうな広告物等の管理者の氏名・名称・住所変更届	条例施行規則様式第8号	・屋外広告物の設置者及び堅ろうな広告物等の管理者の氏名・名称・住所を変更する場合	○
屋外広告物滅失届	条例施行規則様式第9号	・許可済みの広告物又は掲出物件が滅失した場合	○
屋外広告物除却届	条例施行規則様式第10号	・許可済みの広告物又は掲出物件を除却した場合	○
屋外広告物是正計画書（除却）	違反広告物等是正事務処理要領様式第5-1号	・文書指導を受けた違反広告物の除却計画を提出する場合	○ ※電子署名必須
屋外広告物是正計画書（改修）	違反広告物等是正事務処理要領様式第5-2号	・文書指導を受けた違反広告物の改修計画を提出する場合	○ ※電子署名必須
是正完了届	違反広告物等是正事務処理要領様式第8号	・違反広告物の是正措置が完了した場合	○
誓約書	違反広告物等是正事務処理要領様式第14号	・今後違反を行わない旨誓約するため提出する場合	○ ※電子署名必須

郵送等が必要な書類は p 13 を確認ください

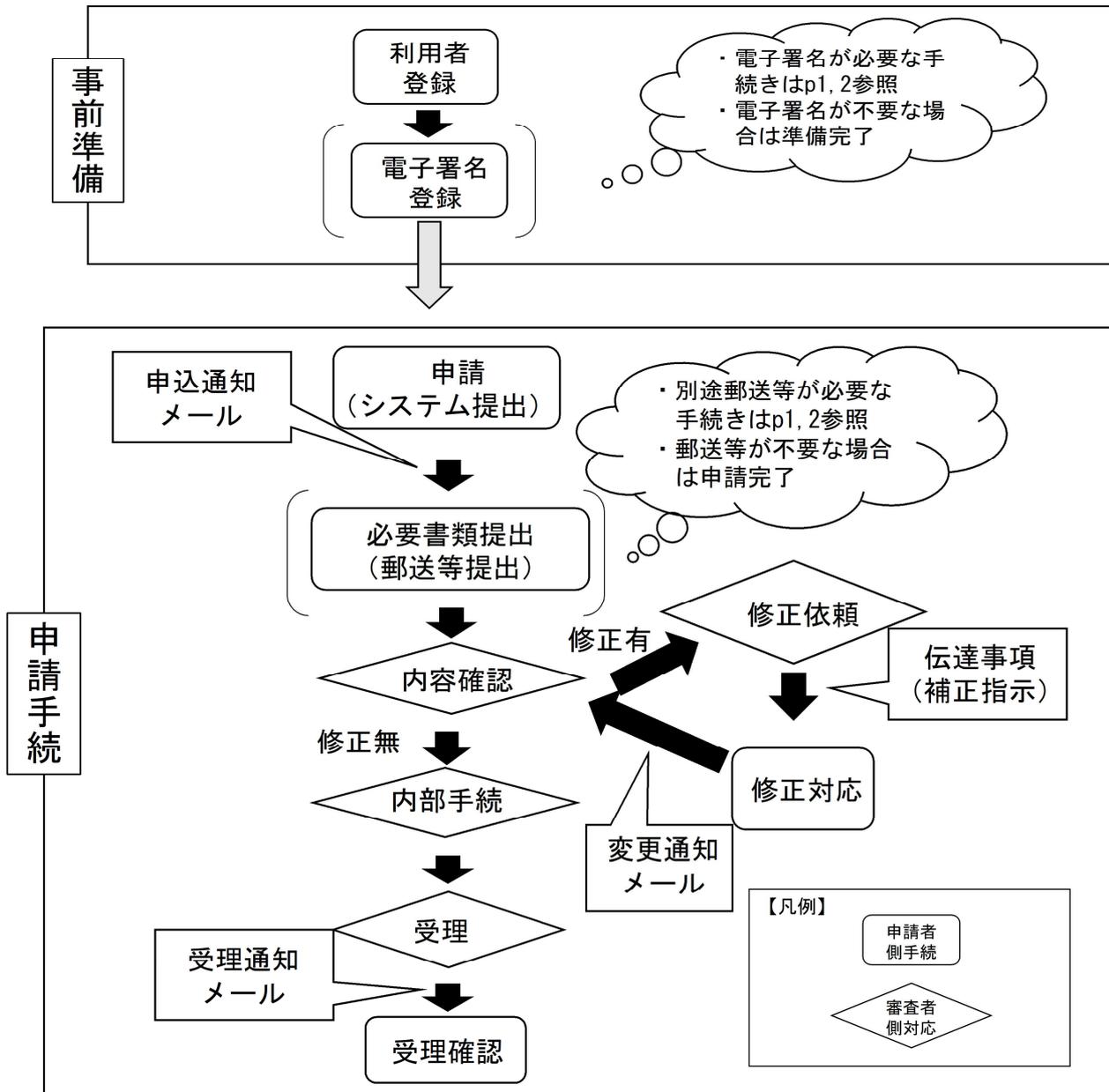
(2) 屋外広告業関係

手続名	様式名	内容	電子申請 対応可否
屋外広告業登録申請書	条例施行規則様式第 17 号	・新たに屋外広告業者として登録する場合	×
屋外広告業登録事項変更届	条例施行規則様式第 20 号	・登録済みの屋外広告業者の情報（氏名・住所等）を変更する場合	△ ※別途郵送等必須
屋外広告業廃業等届	条例施行規則様式第 21 号	・屋外広告業を廃止した場合、個人の死亡、法人の解散、合併による消滅の場合	△ ※別途郵送等必須
屋外広告業登録証・屋外広告物講習会 修了・認定書再交付申請書	条例施行規則様式第 28 号	・屋外広告業登録証・屋外広告物講習会修了認定書を亡失、損傷により再交付する場合	△ ※一部郵送等必須
調査票	屋外広告業指導監督事務処理要領様式 3 号の 2	・屋外広告業者の文書調査時に提出	○

(3) 屋外広告物講習会関係

手続名	様式名	内容	電子申請 対応可否
屋外広告物講習会受講申請書	条例施行規則様式第 22 号	・講習会を受講する場合	×
屋外広告物講習会修了証書記載事項変更届	条例施行規則様式第 24 号	・修了証書の記載事項（氏名・住所）を変更する場合	△ ※別途郵送等必須
屋外広告業登録証・屋外広告物講習会 修了・認定書再交付申請書	条例施行規則様式第 28 号	・屋外広告業登録証・屋外広告物講習会修了認定書を亡失、損傷により再交付する場合	△ ※一部郵送等必須
屋外広告物講習会修了等相当者認定申請	条例施行規則様式第 25 号	・屋外広告物講習の課程を修了した者等と同等以上の知識を有する者の認定を受ける場合	○
認定書記載事項変更届	条例施行規則様式第 27 号	・認定書の記載事項（氏名・住所）を変更する場合	△ ※別途郵送等必須

2. 基本的な電子申請対応フロー図

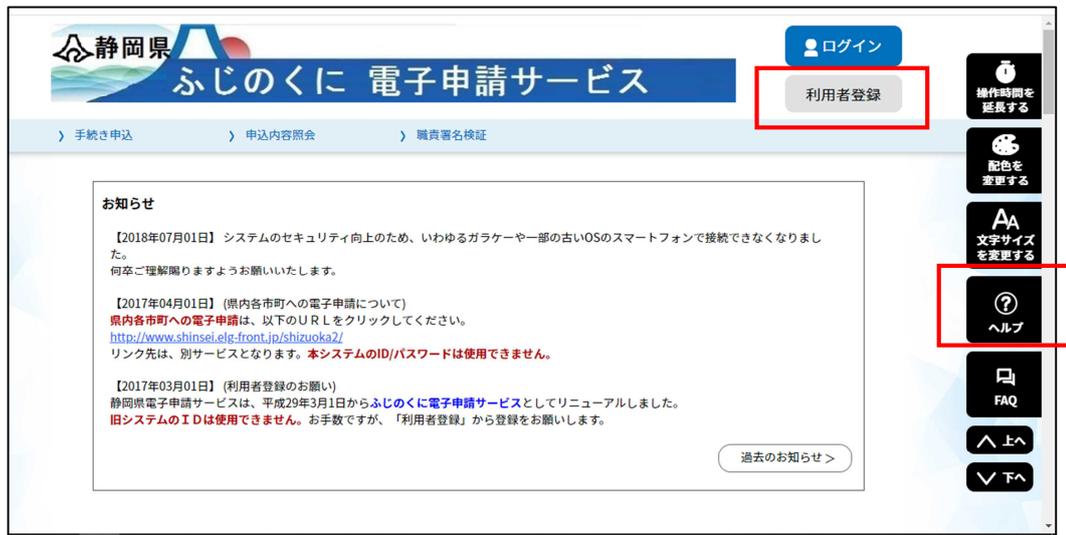


3. 利用方法

3-1 事前準備

(1) 「ふじのくに電子申請サービス」利用者登録

- ・利用者登録はトップページ上部の【利用者登録】ボタンから行ってください
- ・登録方法は、電子申請サービストップ画面の【ヘルプ】→【3. 2利用者情報登録】から御確認ください



(2) 電子署名の手続きの登録

- ・電子署名の登録が必要な手続きは、p 1, 2 を御確認ください。電子署名が不要な場合は、「3-2 申請方法」へ
- ・登録方法は、電子申請サービストップ画面上の【ヘルプ】→【第6章 電子署名】を御確認ください

URL (p. 14, 15) から直接各申請手続画面にリンクする方法もあります

3-2 申請方法【例：屋外広告物除却届を参考に記載】

(1) 「ふじのくに電子申請サービス」へログイン

(2) 申請する手続きを検索

- ・「手続き名」を入力するか、手続き一覧から申請する手続きを選択
- ・手続き選択後、利用規約等を確認後【同意する】を選択

The screenshot shows the search interface of the 'Fujino Kuni Electronic Application Service'. At the top, there are navigation buttons: '手続き選択をする' (Select procedure), 'メールアドレスの確認' (Check email address), '内容を入力する' (Enter content), and '申し込みをする' (Apply). Below this is a search instruction: '検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。' (Enter (select) search items and search for procedures). The search form includes a '検索キーワード' (Search keyword) field containing '屋外広告物除却届', a '利用者選択' (Select user) section with options for '個人が利用できる手続き' (Procedures available to individuals) and '法人が利用できる手続き' (Procedures available to corporations), and a '絞り込みで検索する' (Search with filters) button. Below the search form are buttons for '分類別で探す' (Search by category) and '五十音で探す' (Search by五十音). The search results are displayed under the heading '手続き一覧' (Procedure list). The results are filtered for '2024年08月22日 11時17分 現在' (Current: 2024/08/22 11:17). The results are sorted by '並び替え' (Sort) as '受付開始日時 降順' (Start date/time descending) and show '表示数変更' (Change number of items) as '20件ずつ表示' (Show 20 items). The results are displayed in a grid with 1 item per page. The selected item, '屋外広告物除却届（条例施行規則様式第10号）' (Outdoor Advertising Sign Removal Notice (Regulation Enforcement Rules Form No. 10)), is highlighted with a red box. It shows a start date of '2022年03月01日00時00分' and an end date of '2099年12月31日00時00分'. Other items include '(令和6年度) 特定建築物等の定期報告に係る変更届・休止届・再使用届・除却届' and '(令和5年度) 特定建築物等の定期報告に係る変更届・休止届・再使用届・除却届'. A '電子署名必要' (Electronic signature required) tag is visible on the selected item.

手続き申込



手続き選択をする



メールアドレスの確認



内容を入力する



申し込みをする

手続き説明

下記の内容を必ずお読みください。

手続き名	屋外広告物除却届（条例施行規則様式第10号）
説明	屋外広告物除却届（様式第10号）の入力フォームです。
受付時期	2022年3月1日0時00分～2099年12月31日0時00分
問い合わせ先	【制度所管】景観まちづくり課 ※具体的な事務手続きは各土木事務所にお問合せください
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

<利用規約>

ふじのくに 電子申請サービス（静岡県電子申請システム）利用規約

1 目的

この規約は、ふじのくに電子申請サービス（静岡県電子申請システム）（以下「本サービス」といいます。）を利用して静岡県に対し、インターネットを通じて申請・届出及び講座・イベント申込み等を行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものです。

2 利用規約の同意

本サービスを利用して申請・届出等を行うためには、この規約に同意していただく必要があります。このことを前提に、静岡県は本サービスを提供します。本サービスをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本サービスをご利用いただくことができません。なお、閲覧のみについても、この規約に同意されたものとみなします。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

受付時期は 2022年3月1日0時00分～2099年12月31日0時00分 です。
「申込む」ボタンを押す時、上記の時間をすぎていると申込ができません。



一覧へ戻る

同意する



(3) 申請情報の入力、確認

- ・各項目を入力し (①)、「確認へ進む (②)」を選択
- ・「PDF プレビュー」(③) で入力内容を確認し、「申込む」(④) を選択

※常用漢字以外の漢字及び㎡や株等の機種依存文字（環境依存文字）は使用できません。（例：崎→崎、㎡→平方メートルと記載してください）

申込

選択中の手続き名： 屋外広告物除却届（条例施行規則様式第10号）

問合せ先 +開く

※印があるものは必須です。
◎印があるものは基本4情報読取済です。
▲印は選択肢の結果によって入力条件が変わります。

様式第10号 屋外広告物除却届

【注意】 この手続きはフォームの入力完了をもって受付完了となりますが、ファイルの添付漏れ等がある場合は、受付完了となりませんのでご注意ください。また、添付資料の容量が大きく、すべてのファイルを添付できない場合は、提出先の土木事務所へご相談のうえ、郵送等により提出してください。

・システム入力に、㎡や株等の機種依存文字（環境依存文字）は使用できません。

1 届出の基本情報 ①

届出の提出先	提出先となる土木事務所を選択してください	届出の提出先を選択してください。 ※ 選択してください
提出日	提出する日付を和暦で入力してください	届出を提出する日付を和暦で選択してください。 ※ 令和 8 年 8 月 22 日
届出者区分	個人・法人どちらとして届け出るか選択してください	個人・法人どちらとして届け出るかを選択してください。 ※ 選択してください
広告物・掲出物件の区分	除却したものが、広告物が掲出物件のどちらか選択してください	除却したものが、広告物が掲出物件のどちらか選択してください。 ※ 選択してください
氏名	法人名称又は氏名を入力してください	法人名称又は氏名(個人の場合)を入力してください。 なお、提出者の区分で個人を選択した方は「氏名」、法人を選択した方は「法人名」に入力してください。 ※ <input checked="" type="radio"/> 氏: 鈴木 名: 裕加里 <input type="radio"/> 法人名:

2-1 (法人の場合) 届出者の詳細情報

郵便番号	主たる事務所の郵便番号を入力してください	所在地の郵便番号を入力してください 入力例) 422-0000は4220000と入力
------	----------------------	---

② 確認へ進む >

申込確認

まだ申込みは完了していません。

※下記内容でよろしければ「申込む」ボタンを、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。

屋外広告物除却届（条例施行規則様式第10号）

様式第10号 屋外広告物除却届

【注意】 この手続きはフォームの入力完了をもって受付完了となりますが、ファイルの添付漏れ等がある場合は、受付完了となりませんのでご注意ください。また、添付資料の容量が大きく、すべてのファイルを添付できない場合は、提出先の土木事務所へご相談のうえ、郵送等により提出してください。

・システム入力に、**り**や**ゃ**等の機種依存文字（環境依存文字）は使用できません。

1 届出の基本情報

基本情報	届出の提出先	提出先となる土木事務所を選択してください	沼津土木事務所
	提出日	提出する日付を和暦で入力してください	令和6年8月22日
	届出者区分	個人・法人どちらとして届け出るか選択してください	法人
	広告物・掲出物件の区分	除却したものが、広告物が掲出物件のどちらか選択してください	掲出物件
	氏名	法人名称又は氏名を入力してください	【テスト用】株式会社□□□□

2-1 (法人の場合) 届出者の詳細情報

郵便番号	主たる事務所の郵便番号を入力してください	410-0055
所在地	主たる事務所の所在地を入力してください	静岡県沼津市高島本町1-3
代表者役職名	法人代表者の役職名を入力してください	代表取締役

④

< 入力へ戻る 申込む >

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

③

PDFプレビュー

(4) 申込完了連絡

- ・「ふじのくに電子申請サービス」に登録したメールアドレスに【申込完了通知メール】が届きます
- ・電子申請システムの申込みだけでは申請が完了しない手続きについては、別途必要書類を郵送又は持参ください (p. 13 参照)
- ・各土木事務所にて申請された内容の確認を行います



【申込完了通知メール】屋外広告物関係 denshi-shinsei

ふじのくに 電子申請サービス

整理番号：442900710098

パスワード：[REDACTED]

職員による内容確認後、受理通知又は修正依頼の連絡をいたします。今しばらくお待ちください。

- ・各土木事務所で内容確認後、修正事項がある場合は（５）、（６）の対応が必要になります
- ・修正が無い場合は、（７）を御確認ください

（５）修正連絡、修正対応＜修正有りの場合＞

- ・修正が必要な場合、「ふじのくに電子申請サービス」に登録したメールアドレスに【お知らせメール】が届きます（メール本文には、修正依頼事項は記載されていません）
- ・メールが届いたらふじのくに電子申請システムを開き、画面左上の【申込内容照会】をクリックし、メールに記載されている整理番号を入力すると、申込詳細画面の【伝達事項】から修正が必要な内容を確認できます。
- ・ページ下部にある「修正する」ボタンから修正を行ってください。
- ・取下げる場合には「取下げる」ボタンから取下げを行ってください。

＜メール画面＞

＜申込内容照会画面＞

整理番号	手続き名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作
442900710098	屋外広告物除却届（条例施行規則様式第10号）	【制度所管】景観まちづくり課 ※具体的な事務手続きは各土木事務所にお問合せください	2024年8月22日11時	処理待ち	詳細 >

処理状況	処理待ち
処理履歴	2024年8月22日11時37分 伝達事項記入 2024年8月22日11時29分 申込

伝達事項

日時	内容
2024年08月22日11時37分	基礎からの除却が分かる写真を添付してください。 沼津土木事務所都市計画課 TEL：055-920-2221

申込内容印刷

申込内容

様式書10号 廃止点合取消申請書

【注意】 この手続をフォームの入力完了をもって受付完了となりますが、ファイルの添付漏れ等がある場合は、受付完了となりませんのでご注意ください。また、添付資料の容量が大きくなり、すべてのファイルを添付できない場合は、提出先の土木事務所へご相談のうえ、郵送等により提出してください。

・システム入力に、**0**や~~半角~~等の誤入力文字（**0**）は使用できません。

1 届出の基本情報

基本情報	届出の届出先	届出先となる土木事務所を選択してください	沼津土木事務所
	提出日	提出する日付を和暦で入力してください	令和6年8月22日
	届出者区分	個人・法人どちらとして届出するか選択してください	法人
	点合物・提出物件の区分	除却したものが、点合物が提出物件のどちらか選択してください	提出物件
	氏名	法人名称又は氏名を入力してください	【テスト用】株式会社□□□□

2-1 【法人の場合】届出者の詳細情報

郵便番号	主たる事務所の郵便番号を入力してください	410-0055
所在地	主たる事務所の所在地を入力してください	静岡県沼津市高島本町1-3
代表者役職名	法人代表者の役職名を入力してください	代表取締役
代表者氏名	法人代表者の氏名を入力してください	沼津 太郎

※確認後、必ずブラウザを閉じてください。

※申込んだ内容を修正する場合は、【修正する】ボタンを選択してください。

< 一覧へ戻る

再申込する >

修正する >

取下げる >

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

PDFファイルを出力する

(6) 修正完了連絡

- ・修正を行うと、「ふじのくに電子申請サービス」に登録したメールアドレスに【変更完了通知メール】が届きます
- ・各土木事務所で修正内容の確認を行います

	【変更完了通知メール】 denshi-shinsei
<p>このメールは自動配信メールです。 返信等されましても応答できませんのでご注意ください。</p> <p>ふじのくに 電子申請サービスからのお知らせ</p> <p>手続き名： 屋外広告物除却届（条例施行規則様式第10号） 整理番号：442900710098 の申込内容変更を受けました。</p> <p>問い合わせ先 沼津土木事務所都市計画課 電話：なし FAX：なし メール：numado-toshikei@pref.shizuoka.lg.jp</p>	

(7) 受理連絡

- ・各土木事務所で内容確認を行い、修正が無い場合、「ふじのくに電子申請サービス」に登録したメールアドレスに【受理通知メール】が届きます
- ・以上で、一連の手続きは完了となります

	【受理通知メール】屋外広告物関係 denshi-shinsei	宛先: 
<p>このメールは自動配信メールです。 返信等されましても応答できませんのでご注意ください。</p> <p>ふじのくに 電子申請サービスからのお知らせ</p> <p>手続き名： 屋外広告物除却届（条例施行規則様式第10号） 整理番号：442900710098</p> <p>申込みのありました「屋外広告物除却届」については、内容を確認し届出を受理いたしました。本手続きは、この連絡をもって完了となります。 ありがとうございました。</p> <p>問い合わせ先 沼津土木事務所都市計画課 電話：なし FAX：なし メール：numado-toshikei@pref.shizuoka.lg.jp</p>		

4. 留意事項

4-1 全般的事項

区分	内容
入力上の注意事項	入力画面において、常用漢字以外の漢字及び㎡や(株)等の機種依存文字（環境依存文字）は使用できません。

4-2 郵送等必須手続き

下表の手続きは、電子申請システムの申請だけでは申請完了とならない手続きですので、電子申請システム上の申込完了後、下表の書類を県土木事務所に郵送又は持参ください。

手続き名等	郵送等必須書類
屋外広告業登録事項変更届 (規則様式第 20 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請システムで申請した屋外広告業登録事項変更届 (PDF ファイルを印刷) ・誓約書 (規則様式第 18 号) ・屋外広告業登録証の原本 (法人名称、住所や代表者の氏名の変更等登録証の書き換えが必要な場合)
屋外広告業廃業等届 (規則様式第 21 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録証の原本
屋外広告物講習会修了証書記載事項変更届 (規則様式第 24 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・修了証書の原本
認定書記載事項変更届 (規則様式 27 号)	
屋外広告業登録証・屋外広告物講習会修了・認定書再交付申請書 (規則様式 28 号)	<p>< 損傷により再交付を希望する場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・損傷した広告業登録証、修了証書又は認定書の原本 <p>< 紛失により再交付を希望する場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請システムの申請のみで申請完了 (別途書類を郵送等いただく必要はありません)

5. 電子申請対応手続申請URL一覧

(1) 屋外広告物関係

手続名	様式名	URL
堅ろうな広告物等の管理者・設置変更届	条例施行規則様式第6号	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5619
屋外広告物設置者変更届	条例施行規則様式第7号	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5621
屋外広告物設置者・堅ろうな広告物等の管理者の氏名・名称・住所変更届	条例施行規則様式第8号	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5624
屋外広告物滅失届	条例施行規則様式第9号	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5631
屋外広告物除却届	条例施行規則様式第10号	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5632
屋外広告物是正計画書（除却）	違反広告物等是正事務処理要領様式第5-1号	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5633
屋外広告物是正計画書（改修）	違反広告物等是正事務処理要領様式第5-2号	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5634
是正完了届	違反広告物等是正事務処理要領様式第8号	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5635
誓約書	違反広告物等是正事務処理要領様式第14号	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5636

(2) 屋外広告業関係

手続名	様式名	URL
屋外広告業登録事項変更届	条例施行規則様式第 20 号	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5637
屋外広告業廃業等届	条例施行規則様式第 21 号	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5639
屋外広告業登録証・屋外広告物講習会 修了・認定書再交付申請書	条例施行規則様式第 28 号	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5641
調査票	屋外広告業指導監督事務処理 要領様式 3 号の 2	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5643

(3) 屋外広告物講習会関係

手続名	様式名	URL
屋外広告物講習会修了証書記載事項変 更届	条例施行規則様式第 24 号	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5628
屋外広告業登録証・屋外広告物講習会 修了・認定書再交付申請書	条例施行規則様式第 28 号	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5641
屋外広告物講習会修了等相当者認定申 請	条例施行規則様式第 25 号	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5664
認定書記載事項変更届	条例施行規則様式第 27 号	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5665

6. Q & A

Q 1 電子申請に対応した手続きは、紙の申請は受け付けなくなるのか。

A・ これまで通り、電子申請対応後も①窓口へ持参、②郵送による提出は可能です。

Q 2 各市役所に提出する手続きも電子申請化されているか。

A・ この電子申請システムは、県土木事務所に申請する場合のみ利用できます。
・ 市域に屋外広告物を設置する場合など市に申請する場合の手続き方法は、各市役所にお問合せください。

Q 3 届出は、電子メールでの提出は認めないのか。

A・ 電子メールでの提出は認めず、「ふじのくに電子申請サービス」で受付けます。
・ 当該システムは、予め、利用者登録（氏名、連絡先、メールアドレス等）を行うことで本人確認ができ、電子署名に対応しています。また、書類の提出があったとみなしたときの到達日の特定も容易です。
・ 一方、電子メールは、「電子メールの送受信だけで、「電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」を確認することは困難である。」との国の見解が示されており、都度、電子メールや電話での受信確認が必要となります。また、本人確認として、予めメールアドレスの登録を求めることになるため、システムを利用した方が申請者の負担削減につながると考えます。
・ なお、申請受付後に補正指示を行った際、県土木事務所が指定したメールアドレスに追加資料を送信させること、また、容量の大きいデータを提出する際に、補助的に大容量ファイル送信システムを利用することはあり得えます。

Q 4 今回電子申請対象外の手続きはいつごろ電子申請の対応ができるのか。

A・ 原則として、規則で定める様式のうち、県に提出される書類は、1種類（受領書※）を除きすべてオンライン申請が可能となるよう準備を進めていく方針です。
・ しかしながら、屋外広告物の許可（3種類）、屋外広告業の登録（2種類）及び講習会の受講申込は、手数料の納付方法が課題となるため、現在、全庁で対応を検討しているところであり導入時期は未定です。

※ 受領書は、代執行で除却した広告物を所有者等に返還する際、広告物と引き換えとする書類で、必ず対面で提出させるため電子申請対応は不可。

Q 5 条例や手引きでは「2部提出」や「正本・副本」といった記載があるが、電子申請の場合はどうしたら良いのか。

- A・ 「ふじのくに電子申請サービス」により申請された手続は、条例等により書面で提出されたとする包括的なみなし対応がされています。そのため、電子申請サービスにより申請した場合は、「2部提出」や「正本・副本」が提出されているものとみなしますので、特段の対応は不要です。
- ・ 電子申請サービスで申請した場合、土木事務所から副本の返却はありませんので、提出したデータを破棄しないよう保存をお願いします。

Q 6 問合せ先はどこか。

- A・ 制度内容については、景観まちづくり課へ。具体的な手続きの内容については、各土木事務所に相談ください。

Q 7 その他の操作方法は何を参照すれば良いか。

- A・ 「ふじのくに電子申請サービス」トップ画面上の【ヘルプ】又は【FAQ】を御確認ください。